

第6章 計画の推進体制

第1節 推進体制の整備

この計画が掲げる望ましい環境像「豊かな環境と共生する持続可能なまち住田」を実現するためには、計画が着実に実行される仕組みを整備して、その実効性を確保することが重要です。

このことから、次の取り組みを通じて、計画の具体的な推進を図ります。

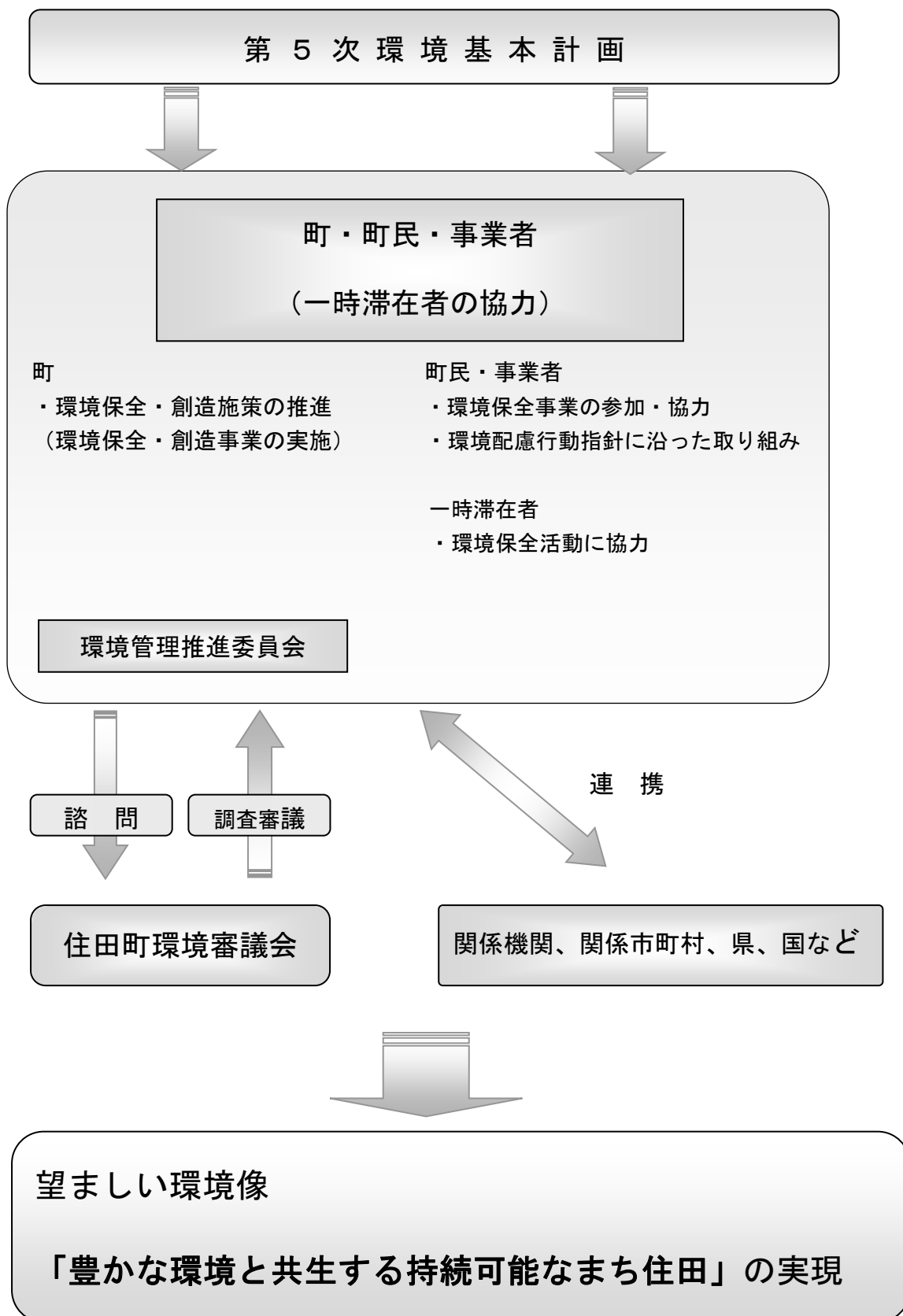
この計画に掲げられた環境保全に関する施策等は、環境の保全及び創造に関する基本的事項とともに、必要に応じて、「住田町環境審議会」に諮問を行いながら進めます。

また、町で行う環境保全に関する事業等については、実施結果の点検と評価及び見直しのため、毎年度、「住田町環境管理推進委員会」を開催し、各課等が連携して総合的に進めていきます。

住田町環境審議会	
役割	町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議します。 ① 環境基本計画 ② 環境の保全及び創造に関する基本的事項
構成	10人以内をもって組織し、委員は掲げる者のうちから町長が委嘱します。 ① 知識経験を有する者 ② 関係行政機関の職員 ③ その他町長が必要と認める者

住田町環境管理推進委員会	
役割	環境全般への対策を講じるため、次に掲げる事項について、協議検討します。 ① 環境基本計画等の推進 ② 住田町役場地球温暖化対策実行計画の推進 ③ 環境に関する施策の実施結果の点検と評価及び見直し ④ その他必要と認める事項
構成	副町長（委員長） 教育長（副委員長） 各課（室、所）の長、主幹、各行政委員会の事務局（園）の長

【推進体制の仕組み】



第2節 町民・事業者・町のパートナーシップの確立と

一時滞在者の協力

本計画を推進するためには、町民・事業者・町による自主的・積極的な取り組みと、参加・協力の連携によるパートナーシップの形成が不可欠です。

環境の広域性やその内容は複雑多岐にわたるため、各地域の環境保全には町民や事業者の主体的行動が重要になります。

また、町は、公共事業の実施主体であるとともに、資源やエネルギーを使う事業者・消費者としての側面を有しており、町自らが率先して環境に配慮した行動をする必要があります。住田町役場地球温暖化対策実行計画や住田町再生エネルギー活用推進計画に基づき、省エネルギー、省資源活動とともに地域資源の利活用を実践することにより、環境への負荷を低減するための取り組みを進めていきます。

町民・事業者がそれぞれの役割において環境の保全・創造に向けた取組を推進していくためには、本計画の内容をはじめとする各種環境情報を的確に収集する必要があります。町は環境保全や創造に関する各種行事、学習会等の情報提供を行うとともに、環境に関する問題などについても積極的に提起していきます。

一時滞在者は、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、本計画に基づく環境保全・創造活動に協力する必要があります。

第3節 関係機関との協力体制の確立

大気汚染や水質汚濁など、本町の行政区域を超える環境問題について、広域による対応が必要となっています。

また、専門的な調査研究を必要とし、町に与えられた権限では対応できない事例が発生することも想定されます。

このため、広域的な環境問題については、関係機関、関係市町村や県、国との連携のもとに、その取り組みを推進していきます。

第4節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを取り入れ、実行性のあるものとします。

P : P l a n (計画) 環境基本計画に基づいて

D : D o (実行) 施策の実施

C : C h e c k (点検) 進捗状況の点検と評価

A : A c t i o n (見直し) 取り組みのあり方や計画の見直し

計画の着実な推進を図るためには、適切な進行管理が必要となることから、「住田町環境管理推進委員会」において、計画を進行管理し、関係する施策に総合的な対策を講じていくものとします。

また、毎年度、第5次計画に基づいて、町が講じた環境の保全に関する施策の実施状況を取りまとめ、「環境報告書」として町のホームページ等で公表していきます。

